

三次市告示第224号

三次市認知症高齢者等保護情報共有事業実施要綱を次のように定める。

令和3年8月6日

三次市長 福岡 誠志

三次市認知症高齢者等保護情報共有事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、認知症等の症状により行方不明となるおそれのある高齢者等（以下「認知症高齢者等」という。）を在宅で介護する者又はその家族（以下「介護者等」という。）に対し、見守りシールを交付して認知症高齢者等の安全確保の仕組みを整える事業（以下「事業」という。）を実施することにより、認知症高齢者等の早期の発見、保護及び引渡しを図り、認知症高齢者等の安全を確保するための負担や介護者等の精神的負担を軽減し、認知症高齢者等及び介護者等の福祉の増進並びに地域における見守り環境の整備・強化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において「見守りシール」とは、介護者等が登録した連絡先等の情報を携帯電話等で読み取ることのできる二次元コードが印字された耐洗ラベル又は蓄光シールであって、認知症高齢者等の衣服、持ち物、靴、帽子等（以下「衣服等」という。）に貼るものをいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、三次市とする。

2 市長は、当該事業の一部を、適切に実施することができると思われる事業者（以下「事業者」という。）に委託することができるものとする。

（事業内容）

第4条 事業は、あらかじめ登録した認知症高齢者等の情報が照会できる見守りシールを介護者等が、認知症高齢者等の衣服等に貼り付け、認知症高齢者等が行方不明となった場合において、当該認知症高齢者等を発見した者が見守りシールに印字された二次元コードを読み取ることで、介護者等と連絡を取り、認知症高齢者等の早期保護を行う。

（対象者）

第5条 事業の対象となる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に登録されている在宅の認知症高齢者等であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「対象者」という。）とする。

- (1) おおむね65歳以上の者で認知症等が原因で行方不明となる可能性のある者
- (2) 医師により若年性認知症と診断された者で、行方不明となる可能性のある者
- (3) その他市長が必要と認める者

（利用申請）

第6条 対象者、介護者等又は対象者の法定代理人で事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市認知症高齢者等保護情報共有事業利用〔新規・変更〕申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の決定等）

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、三次市認知症高齢者等保護情報共有事業利用〔決定・却下〕通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、事業の利用が決定した申請者に対し、次に掲げる見守りシールを無償で交付するものとする。

- (1) 耐洗ラベル 20枚
- (2) 蓄光シール 10枚

3 市長は、前項の規定により見守りシールを交付する場合は、当該申請に基づ

く対象者の情報を台帳に登録するものとする。

(追加交付の申請等)

第8条 介護者等は、見守りシールが不足したときは、三次市認知症高齢者等保護情報共有事業シール追加交付申請書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、当該申請に係る見守りシールの交付を行い、当該交付に要する費用は、事業者からの請求により介護者等が直接事業者に支払うものとする。

(変更申請)

第9条 介護者等は、第6条の申請の内容に変更がある場合は、三次市認知症高齢者等保護情報共有事業利用〔新規・変更〕申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

(利用の辞退)

第10条 介護者等は、事業を利用する必要がなくなったときは、三次市認知症高齢者等保護情報共有事業利用辞退届出書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、第7条第3項において登録した情報を削除するものとする。

(利用の取消し)

第11条 市長は、介護者等が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を取り消すことができる。

- (1) 死亡、市外転出、長期にわたる病院への入院又は高齢者施設等への入所・入居により自宅等での生活ができなくなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手続により利用の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が事業の利用の必要がないと認めるとき。

2 市長は、前項により事業の利用を取り消すときは、三次市認知症高齢者等保護情報共有事業利用取消通知書（様式第5号）により介護者等へ通知し、第7条第3項において登録した情報を削除するものとする。

(遵守事項)

第12条 見守りシールの交付を受けた介護者等は、次に掲げる事項を遵守しな

ければならない。

- (1) 対象者の衣類等に見守りシールを貼り付けること。
- (2) 見守りシールを他人に譲渡又は販売しないこと。
- (3) 見守りシールを改ざんしないこと。
- (4) 見守りシールをこの告示の目的に反して使用しないこと。
- (5) 申請した情報に変更がある場合は、速やかに申請すること。

(関係機関との連携)

第13条 市長は、事業の実施に当たっては、管轄の警察署，消防署，三次市地域包括支援センター等の関係機関と連携を図るものとする。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年9月1日から施行する。